

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年4月5日（火）午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

3番	久	乗	清	和
4番	上	田	幸	子
5番	上	田	隆	健
6番	中	村	日	出 美
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	石	塚	義	博
10番	辻	村	忠	雄
11番	南		和	弘
12番	芳	川	清	志
13番	林			勉
14番	森		一	博
15番	井	上	文	彦
16番	神	原		均
17番	内	田	孝	司
18番	川	嶋	久	治
19番	吉	田		武
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

1番	村	田	正	己
2番	山	口	吉	広

5. 会議録署名委員 9番 石塚 義博
10番 辻村 忠雄

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山澤 貴志子
農業委員会事務局	斎内 雄基
農業委員会事務局	高橋 華寿紀
農業委員会事務局	三宅 七聖

7. 議事

議案第1号	久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱一部改正について
議案第2号	久御山町農業委員会会議規則一部改正について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について (利用権設定)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和4年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようご配慮をお願いいたします。

本日は、村田委員と山口委員から欠席届をいただいておりますので報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる3月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

5番 上田 隆健 委員

7番 田中 会長

12番 芳川 委員

14番 森 委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、本日の議案につきましては、
議案第1号 久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱一部改正について
議案第2号 久御山町農業委員会会議規則一部改正について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可） 8件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） 9件

(会長)

以上でございます。それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。9番の石委員、10番の辻村委員、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議案書に基づきまして、議事のほうを進めて参ります。まず議案第1号、久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱一部の改正につきましてを議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号について議案書1ページをご覧下さい。下のほうの提案理由で記載しているとおり、今回、行政手続き事務における押印の見直しのほうを行われました。

まず、農地利用最適化推進委員の推薦の求め、及び募集並びに委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱といたしまして、一枚めくっていただきて議案書2ページをご覧ください。こちらが改め文になっております。様式第1号と第2号を別紙のように改めるとさせていただいております。

ここで、別途お配りさせてもらっている参考資料のほうの1ページと2ページを見ていただきたいんですけども、まず、推薦書のほうなんですが、赤線が引かれている箇所に丸印がありましたが、そちらを削除いたしました。

3ページの誓約及び同意につきましては、今回の見直しでは書類提出者以外の第三者が作成する手続き、委任状や承諾書、同意書などは対象外となつてますので、こちらのほうは削除をしておりません。

続きまして、参考資料の4ページ及び5ページが応募書になります。推薦書と同じく、赤線が引かれている箇所の丸印を削除し、誓約及び同意につきましては、こちらのほうも削除しておりません。

(事務局)

また、農業委員さんのはうの推薦の求め、及び募集並びに委嘱に関する要綱につきましては、農業委員さんは町長が定めることから、町長部局での一括での対応とさせていただいております。以上で説明となります。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が事務局からございました。この議案第1号の件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。押印の関係が主題ということだと思うんですけど、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号のとおり要綱を一部改正することについて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、議案第1号のとおり要綱の一部を改正することといたします。

続きまして、議案第2号、久御山町農業委員会会議規則一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

続きまして、議案第2号について議案書3ページをご覧ください。こちらのはうも議案第1号と同じく、行政手続事務における押印見直しに係る改正になります。

農業委員会会議規則一部改正といたしまして、議案書4ページをご覧ください。こちらが改め文になります。第22条第2項中の署名押印を署名と改めることとしております。

(事務局)	<p>ここで引き続き参考資料の 10 ページをご覧ください。これが一応、会議規則になっているんですけども、真ん中の第 22 条第 2 項の赤線の箇所ですが、改め文のとおり、ここを署名とさせていただいております。以上です。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
(会長)	<p>議案第 2 号の説明が今、事務局からございました。この件につきまして、何かご意見ご質問があれば、頂戴をいたしたいと思います。</p>
	<p>よろしゅうございますか。これも特にご意見ご質問もないようでございます。</p>
	<p>それでは採決に入ります。議案第 2 号のとおり会議規則を一部改正することについて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
(事務局長)	<p>推進委員さんも。</p>
(●●●委員)	<p>全部入るの。</p>
(会長)	<p>委員さんの挙手をお願いします。全員挙手。よって、議案第 2 号のとおり会議規則を一部改正することといたします。</p>
	<p>それでは通常の許可案件のほうに入りたいと思います。続きまして、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。</p>
	<p>それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。</p>

(●委員)

議案第3号受付番号8から受付番号13の案件についてまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号8につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号8について議案書5ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号8について、何かご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号8を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号9につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号9について議案書7ページをご覧下さい。内容については記載のとおりで

(事務局)

す。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号9、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号9を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号受付番号10につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号10について議案書9ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書10ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号10について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますがよろしいです

(会長)

か。何かございませんか。

特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号受付番号11について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号11について議案書11ページをご覧下さい。内容は記載のとおりです。

なお、農地の所有権につきまして、法人の場合、農地所有適格法人でなければ取得できないこととなっております。こちらの案件につきましては、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。

農地所有適格法人について、少し説明させていただきます。先ほどの総会資料の一番最後のページなんですけども、右上に資料Bって書かさせていただいていると思うんですけども、農地所有適格法人とは、農地の権利を取得して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいい、一つ目、法人の組織形態要件、二つ目、事業要件、三つ目、議決要件、四つ目、役員要件、以上の4つの要件を満たす必要があります。

一つ目の法人の組織形態要件とは、法人形態が株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農業組合法人のいずれかでなければいけません。

二つ目の事業要件とは、主たる事業が農業で、直近3年の事業全体の売上高の内、農業に係る売上高が過

(事務局)

半を占めている必要があります。

三つ目の議決権要件とは、議決権を有する者、株式会社の場合は株主の内、農地提供者、農業従事事業者、農作業委託者など、農業に関わる者の割合が過半を占めなければいけません。

四つ目、役員要件とは、経営責任者の過半数が農業常時従事者である必要があり、かつ1人以上が農作業に年60日以上従事していなければいけません。なお、常時従事とは年間おおむね150日以上、農業とは帳簿の記帳や集金等も含まれますが、農作業とは耕耘や整地、播種等、実際に農地で耕作に直接必要な作業のことをいいます。

審査の内容につきましては、議案書12ページの農地所有適格法人要件確認書のほうをご覧下さい。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書13ページのほうをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

それでは、まず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員よりお願いをいたします。

(●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

● ● ● ● ● ● ● ● については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。

(会長)

それでは、ただ今、事前審査の報告もございました。議案第3号受付番号11につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、どうで

(会長)

しょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入りたいと思います。議案第3号受付番号11を許可することに賛成の農業委員さんの举手をお願いいたします。

全員举手。よって、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号受付番号12につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号12について議案書14ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。譲渡人につきましては議案書15ページの別紙をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書16ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号12につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので採決に入りたいと思います。議案第3号受付番号12を許可することに賛成の農業委員さんの举手をお願いいたします。

全員举手。よって、許可することに決定をいたしました。

(会長) 続きまして、議案第3号受付番号13について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号13について議案書17ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書18ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第3号受付番号13について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

これから審議していただく議案第3号受付番号14と15につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室のほうよろしくお願ひをいたします。議案審議後入室・着席をいただきたいと思います。

(●●委員 午後1時48分 退席)

(会長) それでは、議案第3号受付番号14と受付番号15、この2件につきましては、譲受人が同じ方ですの

- (会長) で、まとめて審議をします。
まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。
- (●委員) 議案第3号受付番号14と受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 続きまして、議案第3号受付番号14と受付番号15について、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号14について議案書19ページをご覧下さい。
続きまして、議案第3号受付番号15については議案書20ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書21ページをご覧下さい。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧下さい。
会長よろしくお願いします。
- (会長) ただ今、議案第3号受付番号14と受付番号15、この2件につきまして、説明がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。
- よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14と受付番号15を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後1時50分 入室)

(会長) それでは、審議のほうを続けたいと思います。それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

それではまず、議案第4号受付番号27から受付番号33の案件につきまして、現地調査の報告をよろしくお願いをいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号27から33につきまして、利用権設定ということで、事務局からの写真を含めて、現地調査を行いました。特に問題ないと思われます。

(会長) それでは続きまして、議案第4号受付番号27の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号27について、議案書22ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長) それでは議案第4号受付番号27、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号27について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第4号受付番号28の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号28について、議案書24ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号28について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号28について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号29の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号29について、議案書26ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第4号受付番号29の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号29について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号受付番号30と31、この2件につきまして、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。

まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号30について議案書28ページ上段をご覧下さい。

次に、議案第4号受付番号31については議案書28ページ下段をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書29ページをご覧下さい。

(事務局) 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページ、13ページ、14ページをご覧下さい。会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第4号受付番号30と受付番号31、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号30と受付番号31について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号受付番号32の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号32について議案書30ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書31ページをご覧下さい。こちらの借り手さんのほうにつきましては、新規就農者となっておりますが、●●●ですでに耕作されていることをお伝えさせてもらいます。●●●の利用権設定の審査が年に2回しかないため実績としては0ですが、農業による収入もすでにあるとお聞きしております。

所在地のほうにつきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページのほうをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第4号受付番号32、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

いかがでしょう、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号32について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号受付番号33の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号33について、議案書32ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書33ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号33、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号33について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしました。

それでは、議案第4号受付番号34、この案件につきましては、本日、●●委員がお休みですので、このまま進めたいと思います。

(会長)

まず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号34の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号34の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号34について議案書34ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。貸し手につきましては議案書35ページの別紙をご覧ください。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書36ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号34について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。議案第4号受付番号34につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号35につきましては、●●委員に関する案件ですの

(会長) で、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室のほうをよろしくお願ひいたします。

(●●委員 午後2時00分 退席)

(会長) それではまず、議案第4号受付番号35の案件につきまして、現地調査の報告をよろしくお願ひいたします。

(●●●●委員) 議案第4号受付番号35の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) それでは続きまして、議案第4号受付番号35の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号35について、議案書37ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書38ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページと19ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第4号受付番号35、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。議案第4号受付番号35、この案件につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時03分 入室)

(会長) それでは、本日予定をしておりました審議につきましては、これで終わりたいと思います。なお、本日は冒頭に申し上げましたとおり、報告案件はございません。

————午後2時04分 終了————